

事業一覧表(重点的支援施策別事業実施状況)

(単位:千円)

番号	事業名	事業概要 (原則として計画本文の記載を引用)	令和5年度			担当課
			県単	決算額	事業実績(人数、件数等)	
<b>1 教育の支援</b>						
<b>(1) 学校を核とした子どもへの支援</b>						
1	ちばっ子「学力向上」総合プラン	すべての子どもたちの学力向上を目指し、子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実を図るとともに、子どもたち一人一人の個性や能力に対応した丁寧な指導を行う。		48,450	授業中における児童生徒への学習支援や放課後等の学習支援、家庭学習の充実を図るための支援等を行うため、多様な地域人材を学習サポーターとして県内184校に計192名を派遣。(学習サポーター1人あたりの勤務時間141時間、勤務日数は36日以内)	(教)学習指導課
2	スクールソーシャルワーカーの配置	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。		113,375	小中学校に18校、高校に21校、各教育事務所に3名ずつ、延べ54人配置し、相談・支援等の充実に生かすことができた。	(教)児童生徒安全課
3	スクールカウンセラーの配置			829,653	県で採用したのべ1,063人のスクールカウンセラーを小・中・県立学校に配置し、教育相談活用の充実を図った。	(教)児童生徒安全課
4	地域連携アクティブスクールの設置 (スクールソーシャルワーカーの配置)	県内全ての地域連携アクティブスクールに4人のスクールソーシャルワーカーを配置し、相談・支援等を行う。			県内すべての地域連携アクティブスクールに4人のスクールソーシャルワーカーを配置し、相談・支援等の充実に生かすことができた。	(教)児童生徒安全課
5	教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施	学校における教育相談の充実及び教職員の資質力量の向上を図る。地域及び校内における教育相談の推進者・指導者となるべき専門性を高め、実践的なリーダー育成を目指す。	○	2,347	新型コロナウイルス対策に対応した安心安全な研修の実施に努め、12講座すべてを実施し、のべ886名が受講した。	(教)児童生徒安全課
6	地域とともにある学校づくり推進支援事業(地域未来塾)	放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。また、学習が遅れがちな中学生等を対象に、地域住民等の協力により学習支援を実施する。		11,887	11市町45教室49校で実施(うち6市町37教室25校で補助金活用)	(教)生涯学習課
7	放課後子供教室推進事業			247,866	36市町319教室296校で実施(うち29市町278教室251校で補助金活用)	(教)生涯学習課
8	キャリア教育推進事業	特別活動を要として、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進する。また、子供に目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てる。	○		・高等学校については、進路指導主事を対象とした、高等学校進路指導研究協議会を、年2回実施した。 ・中学校については、各学校のキャリア教育、進路指導担当の教員を対象に、教育事務所ごと県内5か所において研究協議会を、オンライン形式で実施した。	(教)学習指導課
9	子どもと親のサポートセンター教育相談事業	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。		66,177	相談件数 20,875件。 (内訳) ・電話相談 10,862件 (SOSダイヤル 2,919件含む) ・来所相談 6,255件 ・FAX相談 0件 ・Eメール相談 189件 ・SNS相談 3,569件	(教)児童生徒安全課
10	コミュニティ・スクール設置推進事業 (コミュニティ・スクール設置事業) (県立学校における「開かれた学校づくり委員会」設置事業)	地域住民や保護者等を委員とした「学校運営協議会※」や「開かれた学校づくり委員会」を全ての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、地域とともにある学校づくりを推進する。 ※学校運営協議会を設置した学校=コミュニティ・スクール	○	6,158	学校運営協議会を設置 →県立学校43校(県立高校23校、県立特別支援学校20) 開かれた学校づくり委員会を設置 →県立学校115校	(教)生涯学習課
11	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援の充実	日本語指導が必要な外国人児童生徒等が、円滑に学校生活を送ることができるよう、日本語を母語としない外国人児童生徒に対して、日本語指導や適応指導等ができる人材を教育相談員として派遣し、支援を行う。		18,341	県立学校への相談員派遣:48校にのべ80名 県立学校の拠点校による日本語指導等の研究:3校(生浜高校、市川工業高校、佐倉南高校)	(教)学習指導課
12	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援の充実	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する担当者の指導力向上、受入体制の構築、特別の教育課程編成等に向けて、日本語指導担当者を対象とした連絡協議会を実施する。		254	・日本語指導経験1年目の教員を対象とした研修を年2回、総合教育センターで実施。29名参加。 ・日本語指導経験2年目から5年目の教員を対象とした研修を年2回、総合教育センターで実施。21名参加。 ・日本語指導担当者連絡協議会を年2回、オンラインで実施。142名参加。	(教)学習指導課
13	千葉県夢チャレンジ体験スクール	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術、就業を体験する講座「千葉県夢チャレンジ体験スクール」を開設し、子ども一人ひとりの勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。	○	878	計37講座を実施。 小・中・高校生483名参加	(教)生涯学習課

事業一覧表(重点的支援施策別事業実施状況)

(単位:千円)

番号	事業名	事業概要 (原則として計画本文の記載を引用)	令和5年度			担当課
			県単	決算額	事業実績(人数、件数等)	
<b>(2) 就学支援の充実</b>						
14	生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援の充実を図る。		21,480	木更津市、松戸市、君津市、富津市、四街道市、印西市、白井市の7市に補助を実施。	児童家庭課
15	こどもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭等生活向上事業)	ひとり親家庭の子どもに対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、子どもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭の子どもへの生活の向上を図る。		21,480	木更津市、松戸市、君津市、富津市、四街道市、印西市、白井市の7市に補助を実施。	児童家庭課
16	生活福祉資金貸付制度(就学支援費・教育支援費)	意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支援費及び教育支援費の貸付を実施する。		76,721	生活福祉資金貸付事業に要する費用について、千葉県社会福祉協議会に対して補助した。 ・就学支援費 65件 ・教育支援費 44件	健康福祉指導課
17	生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学準備給付金	貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。		3,638,070	県は町村部を所管しており、法に定める保護費を支給した。	健康福祉指導課
18	小・中学生の就学援助制度(学用品費等)				54市町村で実施	(教)財務課
19	小・中学生の就学援助制度(学校給食費)				54市町村で実施	(教)保健体育課
20	小・中学生の就学援助制度(医療費)				54市町村で実施	(教)保健体育課
21	千葉県要保護準要保護就学援助費事業(学校給食費)		○	128	県立中学校生徒3人	(教)保健体育課
22	千葉県要保護準要保護就学援助費事業(医療費)			61	県立特別支援学校児童生徒3人	(教)保健体育課
23	実費徴収に係る補給給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通う子どもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行います。 *特定教育・保育施設等とは、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。		34,949	37市町村で実施	子育て支援課
24	特別支援教育就学奨励費(特別支援学級)	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。また、対象世帯のうち要保護世帯の児童生徒が、オンライン学習を行う際に必要な通信費を支給する。			54市町村で実施	(教)財務課
25	特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)			623,426	6,324人に支給	(教)財務課
26	奨学のための給付金	経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。		810,885	7,208人に給付	(教)財務課
27	千葉県奨学資金の貸付け制度	また、奨学のための給付金については、新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者の失職等により家計急変した高校生等への支援を行う。	○	244,088	753人に貸付	(教)財務課
28	高等学校等就学支援金(公立高等学校)			8,250,250	69,908人に支給	(教)財務課
29	高等学校等授業料減免制度				令和5年度からは、高等学校等授業料減免制度(家計急変世帯への支援に係るもの)について、「高等学校等就学支援金制度」に統合された。	(教)財務課
30	夜間定時制高等学校夕食費補助事業	経済的な理由により、定時制課程(三部制の場合は夜間部)のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し、夕食費の一部を補助する。		1,632	87人に支給	(教)保健体育課
31	私立高等学校等授業料減免事業	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、授業料等の減免や給付金の支給を行う。	○	1,340,832	12,044人に実施	学事課
32	私立高等学校入学金軽減事業	また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が激減した世帯に対して、授業料減免制度や奨学のための給付金が、家計急変世帯にも適用なることを周知し、必要な支援を適切に行う。	○	229,751	1,811人に実施	学事課
33	奨学のための給付金(私立高等学校等)			476,651	4,226人に給付	学事課
34	高等学校等就学支援金(私立高等学校)			9,163,300	38,819人に支給	学事課
35	母子父子寡婦福祉資金の貸付	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。		208,963	母子福祉資金 114件 43,878千円 父子福祉資金 12件 4,400千円 寡婦福祉資金 4件 1,632千円	児童家庭課
36	幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。		3,530,646	53市町村で実施	学事課
37					54市町村で実施	子育て支援課

事業一覧表(重点的支援施策別事業実施状況)

(単位:千円)

番号	事業名	事業概要 (原則として計画本文の記載を引用)	令和5年度		担当課	
			県単	決算額		
38	公立高等学校専攻科修学支援金	経済的な理由により、公立高等学校専攻科での修学が困難な高校生等に対し、公立高等学校専攻科修学支援金による支援を実施する。		1,366	17人に支給	(教)財務課
39	私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業	家計急変により授業料の納付が困難となった児童生徒に対して私立小中学校等が減免措置を行った場合、経費を助成する。		7,021	25人に実施	学事課
<b>(3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援</b>						
40	生活福祉資金貸付制度(就学支援費・教育支援費) 【再掲】	意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。		76,721	生活福祉資金貸付事業に要する費用について、千葉県社会福祉協議会に対して補助した。 ・就学支度費 65件 ・教育支援費 44件	健康福祉指導課
41	母子父子寡婦福祉資金の貸付 【再掲】	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。		208,963	母子福祉資金 114件 43,878千円 父子福祉資金 12件 4,400千円 寡婦福祉資金 4件 1,632千円	児童家庭課
42	地域若者サポートステーション事業	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等を含めた若年無業者に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	○	6,924	新規登録者:89人 進路決定者:37人	雇用労働課
43	公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。		562	42人に支給	(教)財務課
44	私立高等学校等学び直し支援金制度	私立高等学校等学び直し支援金制度		10,716	95人に支給	学事課
<b>2 生活の安定に資するための支援</b>						
<b>(1) 保護者への生活支援</b>						
45	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。また、生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。		43,642	相談件数:450件	健康福祉指導課
46	生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業	生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業			全町村において事業実施し、91人に対し支援を行った。	健康福祉指導課
47	生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金、総合支援資金) ※事業費はNo.15・16の再掲	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等による収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。		76,721	新型コロナウイルスの影響による収入減に対応するため、特例貸付を実施。貸付決定件数2,356件。(特例貸付は令和4年9月で受付終了)	健康福祉指導課
48	中核地域生活支援センター事業	中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。	○	321,182	13健康福祉センター域内に1箇所ずつ相談員を配置。	健康福祉指導課
49	民生委員・児童委員制度	民生委員・児童委員に対し、子どもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。		361,732	県内民生委員に対して活動費を支給	健康福祉指導課
50	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。		4,175,370	54市町村 1,705箇所	子育て支援課
51	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。また、子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。		62,041	54市町村 【内訳】 51市町村(第2種社会福祉事業届出ベース)※政令市・中核市については届出義務なし 3市(実績ベース)	児童家庭課
52	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業		14,547	38市町村 【内訳】 35市町村(第2種社会事業届出ベース) 3市(実績ベース)	児童家庭課
53	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。		51,307	29市で実施	児童家庭課
54	子育て世代包括支援センターの支援事業	母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図る。	○	4,950	スキルアップ研修:5回・延52名受講	児童家庭課
55	母子保健事業による支援	安心して安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図るため、母子保健事業に従事する職員への研修を行う。	○	2,328	・母子保健事業は市町村で実施 ・県及び健康福祉センターで資質向上のための研修等実施:15回・延975名受講	児童家庭課

事業一覧表(重点的支援施策別事業実施状況)

(単位:千円)

番号	事業名	事業概要 (原則として計画本文の記載を引用)	令和5年度			担当課
			県単	決算額	事業実績(人数、件数等)	
56	妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、さまざまな事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行う。		19,098	・相談実人数:777名 ・相談延件数:1,930件	児童家庭課
57	母子・父子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。		-	21人で実施	児童家庭課
58	ひとり親家庭等生活上事業	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。また、ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。		292	野田市に補助を実施	児童家庭課
59	母子・父子自立支援員に対する研修の実施	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。		1,890	野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市の6市に補助を実施。	児童家庭課
60	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子どもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進する。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、子どもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。		237,778	13箇所	児童家庭課
62	子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。		5,967,833	・県助成対象 入院:中学校3年生まで 通院:小学校3年生まで	児童家庭課
63	保育士等キャリアアップ研修事業	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。		143,289	10,573人が受講	子育て支援課
64	幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	○	7,075	幼児教育アドバイザー(6名)を県総合教育センターに配置し、研修講師として96回派遣。 公立幼稚園の初任者研修参加者:10名 公立幼稚園の中堅教諭等資質向上研修参加者:6名	(教)学習指導課
65	放課後児童支援員等研修	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。		20,956	認定研修修了者:752人 向上研修修了者:2,161人(延べ)	子育て支援課
<b>(2)子どもの生活や就労への支援</b>						
66	乳幼児の健康診査	子どもの心と身体の健やかな発育や発達を支援するため、乳幼児の健康診査により、子どもの健康上の問題を早期に発見し、早期の療育に繋げる機能を充実させる。また、子供の発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載したウェブサイトの充実により、各家庭の親力向上を図る。	○	-	・乳幼児の健康診査は市町村で実施 ・県及び健康福祉センターで資質向上のための研修等を実施:15回・延975名受講	児童家庭課
67	親力アップいきいき子育て広場	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、希望者に対し、面接による相談やアウトリーチ(訪問支援)を実施する。		0	8月、2月(各1回)の計2回、WEBサイト掲載情報の更新を実施	(教)生涯学習課
68	ひきこもり地域支援センター	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、希望者に対し、面接による相談やアウトリーチ(訪問支援)を実施する。		6,086	電話相談、面接を適宜実施した。 職員の資質向上のため、定期的に事例検討やカンファレンスを実施し、ひきこもりに関する研修会(国主催)へも参加した。 また、ひきこもり地域支援センターの主催の家族会(2回)を開催した。 市町村への後方支援として、市町村で開催する家族会の支援(テキストの作成や会への参加)を行った。 その他、市町村ひきこもり支援担当者研修を開催し市町村職員38名(及び関係機関職員22名)が参加し、ひきこもりサポーター養成研修を開催し31名が参加した。	障害者福祉推進課 (精神保健福祉センター)
69	千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者(概ね39歳まで)や、その保護者等がまず最初に相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。	○	16,543	総相談件数:2,263件 うち面接相談件数:306件 (来所相談:262件、オンライン相談:44件)	県民生活課

「千葉県子どもの貧困対策推進計画」(令和2年度～令和6年度)

事業一覧表(重点的支援施策別事業実施状況)

(単位:千円)

番号	事業名	事業概要 (原則として計画本文の記載を引用)	令和5年度			担当課
			県単	決算額	事業実績(人数、件数等)	
70	地域若者サポートステーション事業 【再掲】	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等を含めた若年無業者に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	○	6,924	新規登録者:89人 進路決定者:37人	雇用労働課
71	子ども医療費助成事業 【再掲】	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。		5,967,833	・県助成対象 入院:中学校3年生まで 通院:小学校3年生まで	児童家庭課
<b>(3) 里親や児童養護施設等の子どもへの支援</b>						
72	里親等への委託の推進	様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できない子どもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親やファミリーホームへの委託を推進し、里親の新規開拓、資質向上、養育支援を行う。 また、児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、子どもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。		54,088	新規登録:93件 登録取消:30件 児童新規委託:48件 委託解除:31件	児童家庭課
73	児童養護施設、乳児院等の機能強化			60,633	児童養護施設:6施設 乳児院:4施設 児童心理治療施設:1施設 母子生活支援施設:1施設	児童家庭課
74	児童相談所の体制・機能強化	児童相談所の管轄区域の見直しや新たな児童相談所の設置について、具体的な検討を進める。また、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を行うとともに、研修を充実、強化し、人材の確保・育成を図る。		20332	市川・柏・君津児相一時保護所 増設工事、児相職員の研修受講	児童家庭課
75	社会的養護自立支援事業	里親や児童福祉施設等の子どもの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも保護者の支援を受けられないことが多いことから、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。		18,937	25人利用	児童家庭課
76	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。		66,844	児童養護施設等退所者に対する 生活支援資金及び家賃支援資金、 就職のための資格取得資金 の貸付を行った。	児童家庭課
77	児童自立生活援助の実施(自立援助ホーム)	義務教育を終了した20歳未満の者又は大学等に在学中の満20歳から満22歳の年度末までにある者であって、児童養護施設等を退所した者等を対象に、共同生活を営む住居において、相談等の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。		544,069	19ホーム、定員135名	児童家庭課
78	児童養護施設退所児童等アフターケア等事業	里親や施設から円滑な自立を実現できるよう、生活や就業に関する相談・支援を行う。		17,374	児童養護施設退所者等に対し生活 や就業に関する相談支援等を実施した。	児童家庭課
<b>(4) その他の生活の支援</b>						
79	生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。		1,627	支給決定件数:6件	健康福祉指導課
80	県営住宅へ入居する際の優遇措置	母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うとともに、必要な場合に家賃減免を行う。			対象世帯につき、県営住宅の抽選において一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇(抽選玉1個→2個)するほか、子育て世帯向けの優先枠を40戸設置し、50世帯からの応募があった。	住宅課
81	住宅セーフティネット・あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供を行い、居住の安定を支援する。			令和5年度は、セーフティネット住宅3,985戸、居住支援法人4法人、あんしん賃貸協力店1件について新たに登録・指定をした。	住宅課
82	生活保護法・生活困窮者自立支援法を担当する職員・相談支援員等に対する研修の実施	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等、民生委員・児童委員の資質の向上のための研修を実施する。		213	生活困窮者自立支援制度については、初任者研修1回、従事者研修1回実施。	健康福祉指導課
83	民生委員・児童委員に対する研修の実施			7,917	会長研修、新任研修人、事例検討研修を実施。	健康福祉指導課
<b>3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b>						
<b>(1) 保護者の就労への支援</b>						
84	生活保護法・生活困窮者自立支援法による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。		10,214	2センターに就労支援員4人配置するとともに、就労意欲喚起セミナー1回開催	健康福祉指導課
85	母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。		8,424	就業支援講習会等実施	児童家庭課

事業一覧表(重点的支援施策別事業実施状況)

(単位:千円)

番号	事業名	事業概要 (原則として計画本文の記載を引用)	令和5年度		担当課
			県単	決算額 事業実績(人数、件数等)	
86	母子父子寡婦福祉資金の貸付 【再掲】	ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。		208,963 母子福祉資金 114件 43,878千円 父子福祉資金 12件 4,400千円 寡婦福祉資金 4件 1,632千円	児童家庭課
87	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 【再掲】	働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。		4,175,370 54市町村 1,705箇所	子育て支援課
88	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。		12,355 25市で実施	児童家庭課
89	千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、市町村と共催した県内各地での出張セミナーなど各種の就労支援を実施する。		98,310 延べ利用者数 12,885人 就職決定者数 682人	雇用労働課
90	ファミリー・サポート・センター事業	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。		75,509 33市町で実施	子育て支援課
91	母子・父子自立支援員プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者(生活保護受給者を除く)の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。		5件策定	児童家庭課
<b>(2) 保護者の就労に係る資格取得への支援</b>					
92	生活保護法による生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。			健康福祉指導課
93	母子家庭等自立支援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。		10,784 高等職業訓練促進給付金 10件 修了支援給付金 4件	児童家庭課
94	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (住宅支援資金貸付事業を含む)	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を行う。		35,482 入学準備金:28名 就職準備金:14名 住宅支援資金:38件	児童家庭課
95	離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。		677,647 216コースを実施し、2,791人が受講した。	産業人材課
<b>4 経済的支援</b>					
<b>(1) ひとり親世帯への経済的支援</b>					
96	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。		543,250 延べ受給者数:14,639人	児童家庭課
97	ひとり親家庭等医療費等助成事業	経済的理由や仕事・子育てによる多忙さから医療機関を受診せずに疾病が重症化することを防止するため、ひとり親家庭等の医療費等の助成を行う。	○	948,093 市町村が実施する医療費助成に関して県内53市町村に補助を行った。また、併せて令和3年11月から県内の全54市町村が現物給付での助成となった。助成対象 48,382人	児童家庭課
98	母子家庭等就業・自立支援センター事業 【再掲】	両親の離婚後、子どもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。		8,392 就業支援講習会等実施	児童家庭課
<b>(2) その他の経済的支援</b>					
99	児童手当支給事業 【再掲】	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給する。		12,269,641 54市町村へ支給	子育て支援課
100	生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金、総合支援資金)※事業費はNo.15・16の再掲 【再掲】	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等による収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。		76,721 新型コロナウイルスの影響による収入減に対応するため、特例貸付を実施。貸付決定件数2,356件。(特例貸付は令和4年9月で受付終了)	健康福祉指導課

事業一覧表(重点的支援施策別事業実施状況)

(単位:千円)

番号	事業名	事業概要 (原則として計画本文の記載を引用)	令和5年度		担当課	
			県単	決算額		
101	生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学準備給付金 【再掲】	貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学查料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。		3,638,070	県は町村部を所管しており、法に定める保護費を支給した。	健康福祉指導課
102	小・中学生の就学援助制度(学用品費等) 【再掲】				54市町村で実施	(教)財務課
103	小・中学生の就学援助制度(学校給食費) 【再掲】				54市町村で実施	(教)保健体育課
104	小・中学生の就学援助制度(医療費) 【再掲】				54市町村で実施	(教)保健体育課
105	千葉県要保護準要保護就学援助費事業(学校給食費) 【再掲】		○	128	県立中学校生徒3人	(教)保健体育課
106	千葉県要保護準要保護就学援助費事業(医療費) 【再掲】			61	県立特別支援学校児童生徒3人	(教)保健体育課
107	実費徴収に係る補正給付を行う事業 【再掲】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通う子どもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行います。 *特定教育・保育施設等とは、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。		34,949	37市町村で実施	子育て支援課
108	生活福祉資金貸付制度(就学支援費・教育支援費) 【再掲】	意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支援費及び教育支援費の貸付を実施する。		76,721	生活福祉資金貸付事業に要する費用について、千葉県社会福祉協議会に対して補助した。 ・就学支援費 65件 ・教育支援費 44件	健康福祉指導課
109	特別支援教育就学奨励費(特別支援学級) 【再掲】	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。また、対象世帯のうち要保護世帯の児童生徒が、オンライン学習を行う際に必要な通信費を支給する。			54市町村で実施	(教)財務課
110	特別支援教育就学奨励費(特別支援学校) 【再掲】			623,426	支給人数 6,324人	(教)財務課
111	奨学のための給付金 【再掲】	経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。		810,885	給付人数:7,208名	(教)財務課
112	千葉県奨学金の貸付け制度 【再掲】	また、奨学のための給付金については、新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者の失職等により家計急変した高校生等への支援を行う。	○	244,088	貸付人数 753人	(教)財務課
113	高等学校等就学支援金(公立高等学校) 【再掲】			8,250,250	支給人数:69,908人	(教)財務課
114	高等学校等授業料減免制度 【再掲】				令和5年度からは、高等学校等授業料減免制度(家計急変世帯への支援に係るもの)について、「高等学校等就学支援金制度」に統合された。	(教)財務課
115	夜間定時制高等学校夕食費補助事業 【再掲】	経済的な理由により、定時制課程(三部制の場合は夜間部)のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し、夕食費の一部を補助する。		1,632	支給人数:87人	(教)保健体育課
116	私立高等学校等授業料減免事業 【再掲】	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、授業料等の減免や給付金の支給を行う。	○	1,340,832	12,044人に実施	学事課
117	私立高等学校入学軽減事業 【再掲】	また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が激減した世帯に対して、授業料減免制度や奨学のための給付金が、家計急変世帯にも適用になることを周知し、必要な支援を適切に行う。	○	229,751	1,811人に実施	学事課
118	奨学のための給付金(私立高等学校等) 【再掲】			476,651	4,226人に給付	学事課
119	高等学校等就学支援金(私立高等学校) 【再掲】			9,116,282	38,819人に支給	学事課
120	公立高等学校専攻科修学支援金 【再掲】	経済的な理由により、公立高等学校専攻科での修学が困難な高校生等に対し、公立高等学校専攻科修学支援金による支援を実施する。		1,366	17人に支給	(教)財務課
121	私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業 【再掲】	家計急変により授業料の納付が困難となった児童生徒に対して私立小中学校等が減免措置を行った場合、経費を助成する。		7,021	25人に実施	学事課
122	公立高等学校学び直し支援金制度 【再掲】	高等学校等に中途で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。		562	42人に支給	(教)財務課
123	私立高等学校等学び直し支援金制度 【再掲】			10,716	95人に支給	学事課
124	母子父子寡婦福祉資金の貸付 【再掲】	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。		208,963	母子福祉資金 114件 43,878千円 父子福祉資金 12件 4,400千円 寡婦福祉資金 4件 1,632千円	児童家庭課

事業一覧表(重点的支援施策別事業実施状況)

(単位:千円)

番号	事業名	事業概要 (原則として計画本文の記載を引用)	令和5年度		担当課
			県単	決算額 事業実績(人数、件数等)	
125	母子家庭等自立支援給付金事業 【再掲】	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。		10,784 高等職業訓練促進給付金 10件 修了支援給付金 4件	児童家庭課
126	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (住宅支援資金貸付事業を含む) 【再掲】	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を行う。		35,482 入学準備金:28名 就職準備金:14名 住宅支援資金:38件	児童家庭課
127	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 【再掲】	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。		66,844 児童養護施設等退所者に対する生活支援資金及び家賃支援資金、就職のための資格取得資金の貸付を行った。	児童家庭課
128	生活困窮者自立支援法による住居確保給付金 【再掲】	離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。		1,627 支給決定件数:6件	健康福祉指導課
129	県営住宅へ入居する際の優遇措置 【再掲】	母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うとともに、必要な場合に家賃減免を行う。		対象世帯につき、県営住宅の抽選において一般世帯より当選確率が高くなるよう優遇(抽選玉1個→2個)するほか、子育て世帯向けの優先枠を40戸設置し、50世帯からの応募があった。	住宅課
130	子ども医療費助成事業 【再掲】	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。		5,967,833 ・県助成対象 入院:中学校3年生まで 通院:小学校3年生まで	児童家庭課
<b>5 支援につなぐ体制整備</b>					
131	スクールソーシャルワーカーの配置 【再掲】	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。		113,375 小中学校に18校、高校に21校、各教育事務所に3名ずつ、延べ54人配置し、相談・支援等の充実に生かすことができた。	(教)児童生徒安全課
132	スクールカウンセラーの配置 【再掲】			829,653 県で採用したのべ1,063人のスクールカウンセラーを小・中・県立学校に配置し、教育相談活用の充実を図った。	(教)児童生徒安全課
133	地域連携アクティブスクールの設置 (スクールソーシャルワーカーの配置) 【再掲】	県内全ての地域連携アクティブスクールに4人のスクールソーシャルワーカーを配置し、相談・支援等を行う。		県内すべての地域連携アクティブスクールに4人のスクールソーシャルワーカーを配置し、相談・支援等の充実が生かすことができた。	(教)児童生徒安全課
134	教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施 【再掲】	学校における教育相談の充実及び教職員の資質力量の向上を図る。地域及び校内における教育相談の推進者・指導者となるべき専門性を高め、実践的なリーダー育成を目指す。	○	2,347 新型コロナウイルス対策に対応した安心安全な研修の実施に努め、12講座すべてを実施し、のべ886名が受講した。	(教)児童生徒安全課
135	保育士等キャリアアップ研修事業 【再掲】	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。		143,289 10,573人が受講	子育て支援課
136	幼児教育推進事業 【再掲】	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	○	7,075 幼児教育アドバイザー(6名)を県総合教育センターに配置し、研修講師として96回派遣。 公立幼稚園の初任者研修参加者:10名 公立幼稚園の中堅教諭等資質向上研修参加者:6名	(教)学習指導課
137	放課後児童支援員等研修 【再掲】	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。		20,956 認定研修修了者:752人 向上研修修了者:2,161人(延べ)	子育て支援課
138	家庭教育支援チーム設置推進事業 【再掲】	家庭教育支援チームの本来の目的(①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援)を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。		3,334 33市町村で体制が整備されている(うち8市町村で補助金活用)	(教)生涯学習課
139	気づきのためのチェックシートやガイドブックの作成	幼稚園、保育所、学校等の現場において子どもの貧困に気づくためのチェックシートや支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブック等のツールを作成し、現場での活用を図る。	○	634 支援につなぐガイドブックを印刷し関係機関へ配付。	健康福祉指導課